

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（162号）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年3月01日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年4月に生じた諸問題を扱います。9ページと、少し長くなりますが、今号1回で説明します。字数は長いですが、お付き合いください。次号は2018年5月に入ります。)

第1章 安倍改憲策動の陥穽

(1) ①「戦争する国づくりストップ！憲法を守り生かす共同センター（憲法共同センター）」は、2018年4月4日までに、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」（3000万人署名）が3月末現在で660万人を突破したと発表した（憲法共同センターには全労連、全国商工団体連合会、新日本婦人の会、全日本民医連、共産党などが参加）（4月5日赤旗）。

②安倍・自民党の改憲策動に対する反対運動は各種団体によって展開されている。そのいくつかを記してみる。

(i) 4月2日、日本ジャーナリスト会議（NCJ）は、自民党がまとめた憲法9条改定案（9条2項を維持した上で、別立ての「9条の2」を新設し自衛隊の存在を規定する方向で調整しているという案）に対し、反対声明を発表した。

“9条の平和原則・理念に全く反する。自衛の名の下で米軍と一体となり世界各地での戦争を可能にする危険な規定だ。特定秘密保護法、安全保障法制、共謀罪などを成立させた安倍政権が自衛隊に攻撃型兵器を次々と導入する政策を進めている。災害援

助などで活躍する隊員たちの命を危うくする許されない改憲だ、”と（4月3日赤旗）。

(ii) 4月26日、自由法曹団は、自民党改憲案を批判する「緊急意見書」を発表した（4月27日赤旗）。

意見書は、9条改憲について現安保法制＝戦争法の下での自衛隊の明記は9条と相いれず、「後法は前法を優先する」の原則により9条が死文化すると指摘。集団的自衛権の行使が容認され、海外での本格的な武力行使も一層広く認められる危険がある。非軍事により平和を実現しようとする世界の流れに逆行するものに他ならない。

(iii) 4月29日、東京・板橋区で「安倍9条改憲NO！板橋大集会」が開かれ、約800人が参加した（主催「許さない！戦争法オール板橋行動」）（4月30日赤旗）。

中本代表は、主催者あいさつで、“非軍事で平和を達成するのだという憲法のタガを外させてはいけない。安倍9条改憲反対の3000万人署名に力を尽くそう”と呼びかけた。ほかに立憲民主、社民、自由、生活者ネットワーク、新社会の代表が参加し、連帯のあいさつを行った。

第2章 軍事力強化の動き

第1節 軍事研究の強化を巡る攻防

(1) ①2018年3月31日、東京・明治大学で大学での軍事研究に反対し学問

の自由を考える集い(主催・軍学共同反対連絡会)が開かれ、約170人が参加した(4月1日赤旗)。この集いは、学術会議が過去の軍事研究禁止声明を継承することとした新声明(2017年3月24日)の1周年にあたって開かれたものである。

小森田神奈川大学教授は、学問の本性としての普遍性・公開性と、軍事の本性としての有敵性・秘密性とは、根源的な緊張関係にあると指摘。この緊張関係を確認し、過去の軍事研究禁止の声明を発展的に継承した学術会議の新声明の意義と今後の課題について語った。

池内名古屋大学名誉教授は、防衛省の安全保障技術研究推進制度の2018年度応募要領で、大学からの応募を増やすために、研究実施計画の提出が不要で応募しやすい研究費(タイプC)が新設されたことを報告。若手研究者を取り込むためのものだと警戒を呼びかけた。

光本北海道大学准教授は、新自由主義・国家統制が強まる下で、学問の自由と大学の自治を保障する体制について議論しそれを実現する運動が必要であると述べた。

⑥新声明は、安倍内閣の下で発足した「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)が、軍事研究を助成するため研究者に資金を提供し、研究に介入し、その研究成果を「特定秘密」(特定秘密保護法)として非公開とすることへの研究者の「懸念」「危機意識」に基づいて発表された(声明全文は世界2017年6月号87頁掲載)。

その中で、研究機関・学協会に対し、軍事研究の可能性のある研究についての審査制度とガイドラインを設定することを求め、次のように述べている。

「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入

り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」

◎では「国公立大学などの研究機関は、どのように対応したかをみる。

2018年4月3日の学術会議総会で公表されたアンケート結果は、4月4日赤旗によれば次の通りである。

アンケートは2月から3月まで、国公立大学などの183機関に送り、135機関が回答(回収率73.8%)した。声明を受けて各大学や研究機関は、「執行部で審議や報告をした」「理事会や評議会で行った」「検討組織を設置した」などの対応をしており、「とくに対応していない」は29.6%。対応していないと回答した機関は、国公立、私立大学がそれぞれ2割強なのに対し、その他の研究機関では63.2%と差が出た。

アンケートを実施した科学者委員会の委員長で学術会議副会長の三成美保氏は、「意思決定機関で一定の対応ははかられ、声明はインパクトを与えた」と報告した。

防衛省の資金提供制度への応募についての方針や審査手続き・ガイドラインは、「ある」が34.1%。そのうち半数は、声明をきっかけに策定したと回答している。「検討中」は22.2%。「方針はなく検討もしていない」が30.4%で、うち7割は「応募の可能性がないため」と回答した。防衛省制度への応募を「認めたことがない」が75.6%、「ある」は22.2%。

同日の会見で山際寿一学術会議会長は、審査制度づくりは時間がかかるとして、各研究機関に議論を続けてほしいと述べた。

アンケート結果の詳細な分析は、9月22日開催のフォーラムで公表するとされた。

④では、9月22日開催の学術会議のフォーラムではどのように議論されたかを2018年9月24日付赤旗によって記す。

(i) 日本学術会議は9月22日、東京都内で「軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題」を考える学術フォーラムを開き、軍事目的の研究を否定する2017年3月の同会議声明がどう具体化されているかを、大学や研究機関へのアンケート結果を踏まえて議論した。

山際寿一会長（京都大学学長）は「戦争には平和を維持する役割もある」という考え方を批判。「歴史に学び、『戦争目的のための研究に従わない』ために議論を重ねたい」とあいさつした。

佐藤岩夫東京大学教授は、今年2・3月に実施したアンケート結果について、「声明を受けて約7割が何らかの対応をするなど、審査方針・手続きをつくる動きが着実に広がっている。一方で国立研究機関については取り組みが遅れている」と報告した。

アンケートに寄せられた意見を踏まえて、審査制度の標準モデルを作してほしい、研究資金の出所で判断するのか研究成果の応用の段階で規制するのか、などの論点について議論が交わされた。

琉球大学、関西大学、日本天文学会からそれぞれの取り組みが紹介された。

(ii) 天文学会は2018年9月19日「安全保障と天文学」をテーマに特別会合を開き、約200人で学問の自由、科学者の社会的責任、学術会議のあり方などを論点とするさまざまな議論を行った。その中で特に記したいのは、次のような意見である。

“防衛省の制度には意図がある。警戒すべき学問の自由への挑戦だ”、と（9月24日赤旗）。

(iii) 2018年9月22日、日本学術会議のフォーラムに先立ち、同会議前では研究者や市民でつくる軍学共同反対連絡会が「大学・研究機関は日本学術会議声明を尊重しよう」などと訴えるプラカードを掲げ、宣伝行動を行った。

マイクをとった赤井純治新潟大学名誉教授は、防衛省の資金を受けていた北海道大学が助成の継続を辞退するなど学術会議声明の影響が広がりつつあると述べる一方、今年度の防衛省の助成制度に応募し採択された大分大学、岡山大学、桐蔭横浜大学には「反省してもらいたい」と抗議した。

赤井名誉教授は、同省は武器開発という明確な目的に沿った基礎研究を公募しており、秘密をもつことが不可避の軍事研究が大学内で行われるなら、研究の自由と大学の自治は壊されると指摘。学生が軍事研究に加担させられる危険性を強調し、「若者に軍事研究の問題を拡げていくことが重要だ」と述べ、「学術会議声明をさらに拡げ、学術・科学が平和のために尽くす体制を維持し、平和の世論を拡げていこう」と訴えた（9月24日赤旗）。

◎私は、赤井氏の上述の意見に全面的に賛成だ。一つだけつけ加えたいのは、学問と戦争とはその目的、方法、結果において本質的に異なるものであり、相容れない本質を持つことである。

この理を赤井氏名誉教授も次のように説く。

「学術の世界には“誰のための、何のための学問研究か”と守るべき学術の原点があり、それは世間や社会の条件変化とは無関係だ。それが研究者・学者としての矜持であり、それを失い、社会に迎合するようでは

学者としての資格はない。制度への応募がゼロになるまでたたかい続ける」、と。

第2節 オスプレイの横田配備など

(1) ①2018年4月3日、在日米軍司令部は、米空軍特殊作戦機CV22オスプレイ5機が横田基地に当該週後半に到着すると発表した（正式配備は2018年夏に実施し、その後、数年間で計10機と人員約450人を配備）（4月4日赤旗）。

②在日米軍司令部は、今回の配備計画を米国の「国防戦略」（2018年1月発表）に沿ったものと報道発表した。

同戦略は、インド・太平洋地域の有事に米軍が即応するために有利な「力のバランス」の維持や、同盟国や新たなパートナーとの関係強化を打ち出したものである。

米空軍CV22の任務は、敵地の奥深くに特殊作戦部隊を投入する先制攻撃・侵略戦争の先兵となることである。

③2018年4月4日、オスプレイ5機が横田に陸揚げされた（2018年夏に沖縄に続き正式配備となる）（4月5日朝日新聞）。

④では、オスプレイの横田配備の狙いは何か。米軍の狙いは、前掲（1）②の「国防戦略」の実効化である。

日本政府の狙いは、4月4日の菅官房長官の記者会見での歓迎談話によく表われている（4月5日朝日新聞）。

「米国のアジア太平洋地域への関与、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定につながると考えている」。地域の懸念には「地元を与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力していきたい」、と。

(2) 他方、国民の批判は厳しかった。このことをいくつかの例を上げて示す。

①日本平和委員会は4月3日、在日米軍

まさに正論である。

が同日CV22オスプレイを米軍横田基地に配備すると発表したことに、抗議声明を出した。

“オスプレイは米連邦航空局の耐空証明を得ておらず、エンジン停止時の自動回転機能を事実上持たない、日本の航空法では飛行してはならない軍用機。人口密集地、首都東京への配備は許されず、北朝鮮問題をめぐる平和解決への努力にも逆行する。阻止へ全力をあげる、と（4月4日）。

②オスプレイ5機は4月4日午前、米陸軍が管理する横浜ノースドック（横浜市）に陸揚げされた。

11都県の市民団体で作る「オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会」事務局の矢野さんは、「突然発表し、その日に機体が到着するとは信じがたい事態。国民軽視だ」と憤る。

同会は3月28日、国内配備や安全対策などについて政府と交渉。米軍が昨年延期を発表した横田配備計画の見通しを尋ねると、防衛省の担当者が「全く何の情報もない」と答えた。「日本は米側から情報を得られていないのか、国民に隠していたのか」と追及。

横田基地に面積の3分の1を提供している東京都福生市の加藤市長は4月3日、「配備の前倒しに驚いている。地域住民の安全性への懸念は払拭されていない」とのコメントを発表。市民団体「横田基地の撤去を求める西多摩の会」は4月6日夕、基地そばで抗議集会を開く。

③横田に配備されれば、訓練や整備で各地を飛ぶ。陸上自衛隊木更津駐屯地（千葉県木更津市）は、陸自のオスプレイ暫定配備候

補地で、米軍のオスプレイの整備拠点になる。「大工業地帯や市街地上空をオスプレイが飛び交う危険性が現実味を帯びてきた。

第3節 日米軍事一体化の諸相

(1) ②018年4月7日、相原駐屯地(長崎県佐世保市)で陸上自衛隊水陸機動団の発足を受けた陸旗授与式が行われ、在沖縄海兵隊が訓練展示に参加するなど、米海兵隊との一体化が強調された(4月8日赤旗)。

この自衛隊水陸機動団とは、着上陸する水陸機動連隊や戦闘上陸大隊、追撃砲などを運用する特殊大隊から構成されている。離島奪回を想定したその訓練展示では、陸自と米海兵隊の輸送機から隊員が降下し、日米が相互支援しながら射撃し、敵地を攻撃・突撃する訓練が行われた。

⑥上記の事実は、米海兵隊と陸自水陸機動団との連携強化・一体化を示している。現に青木団長は、記者会見で“米海兵隊との共同訓練や沖縄の第3海兵遠征軍などとの連携をさらに深めていきたい”と語っている。

◎この日米軍事一体化につき、富塚長崎大学准教授は指摘する(前掲赤旗)。

「米軍と同様の強襲揚陸部隊が佐世保を拠点として出撃する構図になる」と。

さらに、米海軍と海自、空軍と空自の司令部一体化に続き、水陸機動団を直轄する

住民の意思を無視して安全安心が脅かされていく」。市民団体の吉田さんはこう訴える(4月5日朝日新聞)。

陸上総隊司令部の日米共同部が、在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間(神奈川県座間市、相模原市)に置かれたことで、日米の司令部機能の一体化が完了した。「陸海空自衛隊が米軍と密接に連携する態勢となり、戦争する国づくりが進められている。こうした危険な実態を広く知らせることが重要だ」、と。

(2) ②018年4月5日、米空軍特殊作戦機CV22オスプレイ5機が横田基地に飛来した。

⑥CV22の操縦士・航空機関士には、空中給油、ロープによる兵員投入や吊り下げ、夜間編隊飛行、山岳地帯・夜間の低飛行、地形追従飛行など、特殊作戦に必要な訓練が義務づけられている。

◎このような特殊作戦の危険な任務を背負うCV22の横田基地への飛来・配備は、横田基地を米軍特殊作戦部隊が海外へ直接出撃する基地に変え、首都圏をはじめ日本全土に危険な訓練を拡大することにつながるのである(前掲赤旗)(なお4月25日赤旗参照)。

第3章 イラク日報隠蔽

(1) ②018年4月2日、安倍内閣の小野寺防衛相は、イラク日報(それ迄は存在しないとしてきた、2004年~2006年の派兵期間中に作成された延べ376頁分、約1万4000頁分の日報。その内容は、イラク南部サマワを中心に活動していた陸上自衛隊の活動を記した日報。

陸上幕僚監部衛生部と研究本部が保有

していたもの)が、陸自内に存在していた(2018年1月に見つかった)と公表した(4月3日赤旗・朝日新聞)。なお、陸自のサマワ派遣は、内戦国への初の派遣であり、2004年1月~2006年7月延べ約5500人の派遣であった。

⑥イラク日報公表に至る経緯を略述すれば次の通りである(4月3日朝日新聞・河

北新報)。

イラク部隊日報を巡る経過

2017年 2月16日	民進党議員がイラク派遣の陸上自衛隊部隊の日報を資料要求した(防衛相は稲田)防衛省が「不存在」と回答
11月27日	陸上幕僚監部が全部隊に海外派遣で作成した日報などに関する調査を指示
18年 1月12日	陸自研究本部が陸幕総務課にイラク派遣の日報が存在と報告
31日	陸幕衛生部が総務課に存在と報告
2月27日	陸幕が統合幕僚監部に報告
3月10日	陸自が日報は残っていないと回答
3月27日	陸自研究本部でイラク日報を確認 報告せず
4月2日	小野寺防衛相が日報の存在を公表
4月4日	小野寺防衛相は、イラク日報の存在を陸自が把握したのは「昨年(2017年)3月だった」と発表

(2) 右の経緯から判明する事実は、イラク日報が2017年3月の時点でその存在が陸自により把握されていたにも拘らず、約1年間公表されずに組織的に隠蔽されてきたということである。

この問題につき、隠蔽主体、隠蔽意図(目的)、隠蔽責任の所在について述べることとし、ひいては自衛隊と内閣との関係(シビリアンコントロール=文民統制)についても論及したいと考える。

(3) ①隠蔽文書は、イラク復興支援群が作成した文書が219日分、イラク復興業務支援隊の作成が26日分、後送業務隊の作成が31日分。因みに陸上自衛隊のイラク派遣は2004年～2006年であり、名目はイラク戦争後の人道復興支援のためであった。

②では、なぜイラク日報は隠蔽されたか。2018年4月4日朝日新聞社説は、大要次のように指摘している。

“そもそも、なぜイラク日報は「ない」とされてきたのか。PKO日報と同様、派遣に疑問を抱かせるような情勢の厳しさを隠

そうとしたのではないか。そんな疑いが拭えない。

当時の小泉政権は「自衛隊が活動する地域は非戦闘地域」という強引な論理で陸自部隊の派遣に踏み切った。しかしロケット弾などによる宿営地攻撃や、仕掛け爆弾による車両被害に遭遇したのが現実だ。

今回、PKO日報問題を受けた文書の確認調査がなければ、イラク日報の「発見」はなかったかもしれないと思うと、防衛省・自衛隊の抱える問題の深さに暗然とする。

陸上幕僚監部は1月中に文書の存在を把握したが、防衛相への報告は3月末。これほど時間がかかったのは一体なぜか。シビリアンコントロール(文民統制)の不全は明らかだ。

国会を軽視し、独断で政策を進めようとする安倍政権の体質にも通じるものだ”。

③また同年4月6日朝日新聞社説は、“「現地は非戦闘地域」という政府の説明と矛盾する記述を明るみに出したいという動機はなかったのか”と指摘する。

④同年4月3日河北新報に、イラク日報

に「軍事作戦」が詳述されていたことを窺わせる記事が掲載されているので引用する。

2008年5月に陸自がまとめた行動史は計約430ページ。安全保障関連法案の審議が進んでいた2015年7月、野党の要求を踏まえ全文が国会に提出された。

南部サマワの陸自宿営地では2004年10月、ロケット弾が撃ち込まれ、鉄製の荷物用コンテナを貫通した。行動史には「一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性があった」と記述。2005年6月に陸自車両の爆発事案があったことにも触れ、「敵対勢力が存在した」と明記されている。

当時を知る幹部の証言によると、陸自隊員が銃を撃つかどうか迫られる場面もあった。2005年12月、サマワ近郊のルメイサでは、反米指導者派のデモ隊が陸自隊員のいる施設を取り囲み、陸自車両に石を投げるなどした。群衆の中には銃を手にする者も目撃され、緊張が高まった。

結局、銃口を向けられることはなくデモは収まり、陸自側も弾を込めることはなかったが、行動史では「武器の使用が考えられるような事案」だったと指摘した。派遣された指揮官の中には、正当な武器使用でもイラク国民との信頼関係が崩れないかと懸念する声もあったが、「危ないと思ったら撃て」と部下に指導した指揮官が多かったことも報告されている。

◎こうしてみると、イラク日報隠蔽が陸自のイラク派遣の「正当化」のための意図的なものであると推断できると考えられるが、隠蔽を防衛省・陸上自衛隊のみの責任に帰すことの可否を考えてみたい。

2018年4月6日、小野寺防衛相は記者会見で、航空自衛隊の定時報告(イラク日報)が航空幕僚監部運用支援・情報部に保存されていたことを明らかにした(4月7日赤旗)。

さらに同年4月9日、防衛省は、南スーダンPKO(国連平和維持活動)派遣の陸自の作った活動報告(日誌)が同省情報本部から新たに見つかった、と発表した(4月10日朝日新聞)。

このような諸事実は、日報隠蔽が政策に基づく組織的な工作の結果であることを窺わせる(この点については後に述べる)。

◎では隠蔽の責任は誰にあるのか。防衛省、自衛隊にあることはいふ迄もないが、問題はそれに尽きるかである。

自衛隊法第7条は「内閣総理大臣は内閣を代表して最高の指揮権を有する」と定めている。この条文によれば、首相は自衛隊のすべてに最高責任を持つのである。尤もこのことは、自衛隊が首相の私兵だということの意味しないことは当然である。

(4) ①2018年4月11日、小野寺防衛相は、それ迄存在しないとしてきた(2017年2月20日の稲田防衛相の国会答弁)イラク日報が新たに2日分見つかったと陳謝した(於衆院予算委)(4月12日朝日新聞)。

②2018年4月17日、防衛省はイラク日報のうちこれ迄見つかった435日分を公表した(陸自がイラク・サマワで活動していた2004年～06年に作成されたもの)(赤旗4月17日)。公表された日報に記されていたことは「戦場」の現実である。

2006年1月22日付日報では、前日21日にサマワで治安維持活動を行っていた英軍車輛に対して反政府軍カサドル派が射撃を開始し、「戦闘が拡大、イラク警察及びイラク陸軍が治安回復のため介入」「継続の可能性あり」と記されている。また2005年8月21日、24日付にもサドル派などとの「戦闘」が記されている。

なお、陸自の宿営地への迫撃砲弾、ロケット砲弾による攻撃が相次いだ2004年

分については、任務を開始した3月分しかなく、黒塗りが多く、「戦場」の現実は断片的にしか浮かび上がらない（4月17日赤旗）。

③④この記事と本稿（3）④とを照らし合わせれば、陸自のイラクでの活動が「純然たる軍事作戦」であり（イラク復興支援活動史）、その支援活動であったとの実相が浮かび上がってくるように考えられる。

◎ところが小野寺防衛相は、2018年4月16日の記者会見で、“イラク特措法に基づく活動を行ったと認識している”と述べた（4月17日赤旗）。

だが、イラク特措法は「非戦闘地域」にのみ自衛隊の活動を認めている。現実のイラクサマワの状況は、陸自が到着した日（2004年2月27日）の約10日後には陸自宿営地に追撃砲弾が投入され、日本人3人が拘束され、自衛隊はイラクの武装勢力によって撤退を要求された（3人は解放された）。その後も2004年5月～翌年3月迄陸自宿営地や陸自輸送車は攻撃砲弾、ロケット弾、曲射火器の攻撃に襲われた。

陸自がサマワから撤退し始めたのは2006年6月25日（完了は7月17日）であった（4月18日赤旗年表）。

（5）①公表されたイラク日報から浮かび上がる真実とは、イラクへの自衛隊派遣とは「戦闘地域」への「派兵」であり、アメリカなど多国籍軍の戦争への加担であった。

「イラク日報」の内容（一部）が2018年4月17日付赤旗に掲載されている。その内容を赤旗がまとめたもの（記事）のごく一部を引用しまとめに代える。

②着弾・射撃

“陸自部隊自身が戦場の脅威にさらさ

れた様子もつづられています。サマワの陸自宿営地は何度も攻撃の標的となりました。

05年7月4日には宿営地付近にロケット弾が着弾。日報は「連続発生の可能性は否定できず」と記載。この事案を受け、イラク復興支援群長が作戦会議で「対応として■ができないか検討せよ。■という観点からも、早急に検討を進めるようにせよ（*■は黒塗り）と指導しています。

「宿営地南側付近において弾痕を確認」（05年11月7日）、「ボンという発射音と共に飛翔音らしき音を確認」（05年12月12日）、「宿営地に曲射火器による射撃がなされた」（06年3月29日）など危険にさらされ続けました。

群長が「ここはイラクなのだということを再認識し隊員にも徹底せよ」と口にしたのが05年6月23日のサマワの郊外を走っていた陸自車両の付近で起きた爆発でした。（別項②）

高機動車など4両の車列の3両目右前方付近で爆発が発生。フロントガラスにヒビ、ミラーは割れ落ち、車体に無数のキズが入りました。

日報は車両の写真を載せるとともに、「爆風で飛ばされた石が当たってできたと思われるキズ多し」「こぶし大～細かい石が散乱」と記しました。

群長はミーティングで「深刻に考える必要がある」「各指揮官等は、隊員のアフターケアを重視せよ」と指導しています。これにより、陸自は短期間ですが宿営地外での活動自粛に追い込まれています。

日報はこのほか、車両への投石や国旗への落書き、陸自に対する抗議活動なども記述しています。”

第4章 働き方改革の本質・序論

(1) 2018年4月6日、政府は「働き方改革法案」(残業規制、同一労働同一賃金導入、高度プロフェッショナル制度創設を盛り込んだ)を閣議決定し国会に提出した(4月7日朝日新聞)。

4月27日に審議入りした。

(2) 4月11日、雇用アクションと国民春闘会議は、「働き方改革」一括法案の国会提出に抗議し、撤回・廃棄を求めて衆院第2議員会館前集会や議員要請活動を行い、約730人が参加した。

集会では、国民春闘共闘の小田川代表幹事(全労連議長)、全労協の金澤議長があいさつした。

法案について「労働者保護規制の徹底した緩和が内容だ」とし、「19世紀の無権利状態の労働者に後戻りさせる労働者破壊の法案に他ならない」と告発した。

金澤議長は、労働時間規制を外す「高度プロフェッショナル制度(残業代ゼロ制度)」導入について、「小さく生んで大きく育てる意図が明白だ」とし、「いまの政権に労働法制や憲法のたたかいで負けるわけにはいかない」と強調した。

(3) 小田川議長、金澤議長の以上の告発には、本法案の本質が表現されている。

その後の本法案の動向については、2018年5月号で取り上げる。